関西生コン弾圧事件ニュース NO.63　2021年12月12日
＜本号１ページ＞

2年4か月ぶりの組合事務所

立ち入り禁止の保釈条件、ようやく変更される

「新鮮な感じ」

12 月９日、武谷新吾さん、松村憲一さん、大原明さんの保釈条件変更がようやく実現。武谷さん（**写真**）は 2018 年７月 22 日に和歌山広域協組事件で逮捕された日から、じつに２年４か月ぶりに関生支部の組合事務所に立ち入ることができた。「組合事務所に入って、やっとというよりも新鮮に感じました。」と武谷さん。

組合員なのに、しかも関生支部の専従役員（書記次長）として組合事務所が自分の職場なのに、そこに立ち入ることを和歌山地方裁判所はずっと禁止してきた。あきらかな憲法違反の措置によって、３人は自由に組合活動ができず、仲間から切り離された孤独な時間を長期間強いられてきた。武谷さんはどんな気持ちで耐えてきたのだろう。

「置かれた環境の中で、自分ができることをやるだけだと思ってやってきました。連帯ユニオンの全国の仲間をはじめ全国からご支援をいただいたみなさんの激励のおかげでがんばれました。みなさんのおかげです。ありがとうございます。」

●和歌山地検と和歌山地裁の異常

2017 年夏、和歌山広域協組関係者が、関生支部の組合事務所周辺に元暴力団員らを徘徊させて威嚇したことから、関生支部は和歌山広域協組に抗議にでかけ、謝罪を求めた。この行動が強要未遂と威力業務妨害とされ、２年後の 2019 年７月、武谷さんら３人は不当逮捕された。（抗議の先頭に立っていた元組合員Ｋは組合を脱退していて逮捕されなかった。）

この和歌山広域協組事件の裁判は、2020 年第１回公判ののち期日間整理手続き長期間つづき、第２回公判はようやく今年４月。その後、証人調べがつづくのだが、弁護団が組合事務所立ち入り禁止の保釈条件変更をくりかえし申し立てても、和歌山地裁は検察の「変更不相当」の意見に唯々諾々と従って変更を認めなかった。

先月 11 月 18 日、松村さんと大原さんの被告人質問が終了したので、公判終了後、弁護団は改めて２人について自由に組合事務所に立ち入れるよう保釈条件変更を申し立てた。ところが、検察は、２人が「被告人質問が未了の武谷に責任を負わせて罪責を免れることを企図して他の組合員と通謀をはかる可能性が排斥できないから、次回武谷の被告人質問が終了し結審するまで変更申立は不相当」と異議。裁判所がこれを認めたため、条件変更は実現しなかった。

12 月９日公判で、残されていた武谷さんの被告人質問が終了。ようやく保釈条件変更が許可されたのだった。

「関西生コン事件」の一連の不当逮捕、長期勾留などによる団結権侵害について、2020 年３月、全日建、関西地区生コン支部、湯川委員長、武谷書記次長、西山執行委員の５者が原告となって、国（検察、裁判所）と京都府、和歌山県、滋賀県４者を相手取って国賠訴訟を提訴している。武谷さんらに対する上記の顛末も、この国賠訴訟のなかで審理されていくことになる。

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合）　お問い合わせは０３－５８３０－６４１８